

国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に従事する職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に従事する職員給与規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に従事する職員給与規程</p> <p style="text-align: right;">平成20年7月7日 20経規程第33号</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に従事する職員就業規則（以下「就業規則」という。）第6条に基づき、給与について必要な事項を定めるものとする。 （適用範囲）</p> <p>第2条 この規程は、就業規則第2条に定める特任教員（以下「特任教員」という。）に適用する。 （特任教員の年俸の決定）</p> <p>第3条 就業規則第2条第1号から第3号までに定める特任教員（以下「特任教員」という。）の給与は、年俸とする。</p> <p><u>2</u> 学長は、年俸を決定した場合は、年俸通知書を特任教員に交付しなければならない。</p> <p>（その他の給与）</p> <p>第4条 特任教員には、年俸のほか、常勤職員の例に準じて通勤手当、住居手当、超過勤務手当を支給する。</p>	<p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に従事する職員就業規則（以下「就業規則」という。）第6条に基づき、給与について必要な事項を定めるものとする。 （適用範囲）</p> <p>第2条 この規程は、就業規則第2条に定める職員（以下「職員」という。）に適用する。 （特任教員の給与）</p> <p>第3条 就業規則第2条第1号から第3号までに定める職員（以下「特任教員」という。）の給与は、年俸とする。 <u>2</u> 年俸の額は、予算の範囲内において、その者の職務、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第4条第1項に定義する職員（以下「常勤職員」という。）との均衡を考慮して決定する。 <u>3</u> 学長は、年俸を決定した場合は、年俸通知書を特任教員に交付しなければならない。 （アグロイノベーション研究員の給与）</p> <p>第3条の2 就業規則第2条第4号に定める職員（以下「研究員」という。）の給与は、月給とし、その額は31万円とする。 （アグロイノベーション研究生の給与）</p> <p>第3条の3 就業規則第2条第5号に定める職員（以下「研究生」という。）の給与は、時間給とし、その額は1,400円とする。 （その他の給与）</p> <p>第4条 特任教員には、年俸のほか、常勤職員の例に準じて通勤手当、住居手当、超過勤務手当を支給する。 <u>2</u> 研究員及び研究生には、月給又は時間給のほか、国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程（以下「非常勤職員給与規程」という。）第11条の規定の例に準じて超過勤務手当を支給する。 （年俸の支払方法）</p>	

<p>(年俸の支払方法)</p> <p>第5条 特任教員の年俸は、採用日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間の総額を12等分し、年12回支給する。ただし、雇用期間が1年に満たないときは、当該雇用期間に応じた額、等分及び支給回数とする。</p> <p>2 第1項に定める1回に支払われる給与(以下「月次年俸」という。)の額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p> <p>3 特任教員が、退職し又は解雇されたときは、原則としてそれ以降の月次年俸は支給しない。</p> <p>(支給日)</p> <p>第6条 月次年俸は、その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)に支給する。</p> <p>(月次年俸の減額)</p> <p>第7条 特任教員が欠勤した場合は、第8条に定める勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第8条 前条に定める勤務1時間当たりの給与額は、月次年俸の額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。</p> <p>2 前項の勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p> <p>(職員給与規程の準用)</p> <p>第9条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第3条から第6条まで、第9条、第20条、第21</p>	<p>第5条 特任教員の年俸は、採用日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間の総額を12等分し、年12回支給する。ただし、雇用期間が1年に満たないときは、当該雇用期間に応じた額、等分及び支給回数とする。</p> <p>2 前項に定める1回に支払われる給与(以下「月次年俸」という。)の額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p> <p>3 特任教員が、退職し又は解雇されたときは、原則としてそれ以降の月次年俸は支給しない。</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、特任教員のうち学長が特に必要があると認める者の年俸の支払方法については、学長が別に定めるところにより取り扱うことができる。</u></p> <p>(支給日)</p> <p>第6条 月次年俸及び月給は、その月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)に支給する。</p> <p>2 <u>時間給並びに第4条第1項及び同条第2項に定める超過勤務手当は、翌月の17日(ただし、17日が日曜日に当たるときは、15日、17日が土曜日に当たるときは、16日、17日が休日に当たるときは、18日)に支給する。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第7条 特任教員及び研究員が欠勤した場合は、次条に定める勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第8条 前条に定める勤務1時間当たりの給与額は、月次年俸又は月給の額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。</p> <p>2 前項の勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。</p> <p>(職員給与規程等の準用)</p> <p>第9条 国立大学法人東京農工大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第3条から第6条まで、第9条、第20条、第21条、第42条及び第43条の規定は、特任教員について準用する。</p>	
--	---	--

<p>条、第42条及び第43条の規定は、特任教員について準用する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、<u>特任教員の給与の支給</u>に <u>関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附 則 省略</p>	<p><u>2 職員給与規程第3条から第6条まで及び第9条の規定は、研究員 について準用する。</u></p> <p><u>3 非常勤職員給与規程第5条の規定は、研究生について準用する。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、<u>職員の給与の支給</u>に <u>関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	
--	--	--

附 則(20経規程第54号)

この規則は、平成20年10月27日から施行し、平成20年8月1日から適用する。

附 則(20経規程第57号)

この規程は、平成20年11月1日から施行する。